

コンプライアンス制度の導入

近江八幡市

○ 取組の概要

市の行政事務や事業執行が、法令等に適合しているかどうかをチェックするとともに、不当要求に対する適正な対応をアドバイスするコンプライアンス・マネージャーを導入。また、法令等に則った事務事業の執行方法や不当要求への対応を盛り込んだ「コンプライアンス条例」を制定。

○ 近江八幡市の概要



近江八幡市の概要

市役所所在地

●滋賀県近江八幡市桜宮町236

人口

●67,663人

※H17.3.31現在（住民基本台帳人口）

○ 取組について

1. 取組の背景

- ・ 近江八幡市では、職場で職員に対して行われた恐喝事件や不適切な予算執行事例等を踏まえ、これらの再発防止と行政の透明性や公正な職務遂行を確保するため、コンプライアンス・マネージャーの設置及び、コンプライアンス条例の制定からなるコンプライアンス制度を導入した。

2. 取組の具体的内容

- ・ 近江八幡市では、平成 12 年 4 月から、全国の自治体に先駆けて、行政改革の新手法として「コンプライアンス・マネージャー」(CM) 制度を導入した。この新制度は「市の行政事務や事業執行が、法令等に適合しているかどうか」をチェックするとともに、不当要求に対する適切な対応等についてアドバイスを行うためのものである。
- ・ このコンプライアンス制度は、英語のコンプライアンス(順守、応諾)から取った名称であり、地方自治体としては、行政組織機構に設置したのは近江八幡市が全国初である。コンプライアンス・マネージャーには、滋賀県警察本部と滋賀県庁からの二人が出向している。
- ・ 更に、平成 13 年 3 月には、不当要求への対応や、法令等に則った事務事業の執行方法を盛り込んだ「コンプライアンス条例」及びその施行規則を制定した。
- ・ 近江八幡市コンプライアンス条例(平成13年3月、平成13年7月1日施行)
 - ✓ 規定項目：目的、基本的心構え、職員の責務、管理監督者の責務、任命権者の責務、市民等の責務、コンプライアンス委員会の設置、委員会の任務、不当要求行為等の行為者への警告等、適用除外、などを規定。
 - ✓ この条例によって、同市は「コンプライアンス委員会」(委員 5 名以下、2 年、再任は妨げない)を設置する。委員は市長が委嘱を行う。
- ・ (委員会の任務) …条例における「コンプライアンス委員会」に関する規定第 8 条 委員会は、規則で定めるところにより対策委員会又は職員から通知があった場合において、当該通知の内容が公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為又は暴力行為等社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為(以下「不当要求行為等」という。)に該当すると疑うに足りる相当な理由

があると認められるときは、直ちに必要な調査を行うものとする。 不当要求行為等を受けたと認める第 6 条第 2 項に定める特別職の職員(この項において市長等特別職を除く。)から必要な調査の依頼を受けた場合も同様とする。

2 委員会は、前項の規定による調査の結果を、委員会に通知を行った対策委員会又は職員、前項の規定により調査を依頼した特別職の職員、任命権者(この項において市長を除く。)及び市長に報告しなければならない。

3 委員会は、前項の規定により報告を行う場合には、第 9 条の規定に基づき市長又は公営企業管理者(以下「市長等」という。)が行う措置について、意見を述べることができる。

・ 近江八幡市コンプライアンス条例施行規則(平成13年3月、平成13年7月1日施行)

✓ 規定項目：趣旨、職員の上司等への報告、不当要求行為等対策委員会の設置、所掌事務、対策委員会への通知、職員のコンプライアンス委員会への通知、不当要求行為等、コンプライアンス委員会の委員、委員長及び副委員長、会議、委員会の調査、不当要求行為等の報告、庶務、委員会等への通知等、対策リーダー、不当要求行為等発生時の措置、職員への配慮、などを規定。

✓ この規則によって、同市は、市職員(助役、部課長等 26 名)で構成する「不当要求行為等対策委員会」を設置した。

・ (不当要求行為等対策委員会の設置) …規則における「不当要求行為等対策委員会」に関する規定

第 3 条 条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、近江八幡市の業務執行における不当要求行為等を未然に防止するとともに、市としての統一的な対応方針等を定めることにより、市民及び職員の安全と、公務の円滑かつ適正な執行を確保することを目的に近江八幡市不当要求行為等対策委員会を設置する。

・ (不当要求行為等) …規則における「不当要求行為」に関する定義規定。

第 7 条 条例第 6 条第 2 項に規定する「公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 市が行う許認可等又は請負その他の契約に関し、特定の事業者等又は個人のために有利な取扱いをするよう要求する行為

(2) 入札の公正を害する行為又は公正な契約事務の確保に関して不適当な行為

(3) 本市の競争入札の参加資格を有する業者に関し、特定の業者の経済的な面における社会的評価を失わせる行為又はその業務を妨害するおそれのある行為

- (4) 人事（職員の採用、昇任、降任又は転任をいう。）の公正を害する行為
- (5) 市が行おうとしている不利益処分に関し、当該不利益処分の被処分者となるべき事業者等又は個人のために有利な取扱いをするよう要求する行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法令等及び要綱で定められた基準等の規定に違反する行為であって、当該行為により特定の事業者等又は個人が有利な取扱いを受け又は不利益な取扱いを受けるよう要求する行為

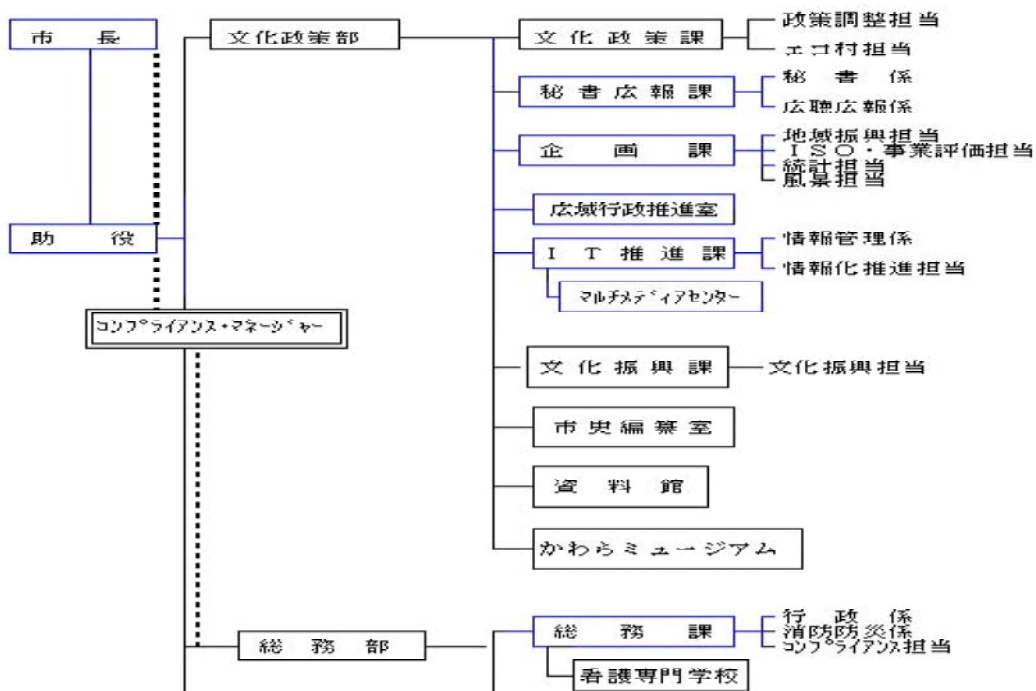
3. 取組にかかる事業費

平成 16 年度予算

「コンプライアンス委員会開催経費」 172 千円 （報酬等）

4. 取組の体制

- ・ 「コンプライアンス マネージャー」(2名) を設置。



5. 取組の成果

- ・ 市役所職員からのコンプライアンス・マネージャーへの相談は、年間約 300 件にのぼる。
- ・ 市民等からの不当要求行為は、減少した。

6. 今後の課題

制度導入から5年が経過し、条例の施行から4年が経過しており、一層コンプライアンスを充実するためには、職員個々の意識改革が重要であるが、制度導入時の意識の昂揚が時の経過とともに風化しがちである。風化を防ぎ制度を充実させること、また、職員自らが解決策を構築し実行させることが必要である。

そのため、毎年4月、10月をコンプライアンス月間と位置付け、全職員が法令遵守等に係る特定のテーマを設定し、事務事業の改革に取り組んでいる。また、コンプライアンス制度について新規採用職員を対象に研修を行うほか、不当要求対策については、不当要求行為等対策委員会での情報交換、各所属の対策リーダーを対象とした定期的な研修を開催している。